

VI 専門性の高い人材の育成

1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成

現状と課題

(1) 特別支援学校における専門性の高い教員の育成

特別支援教育をすべての学校で推進するためには、専門性が高く、特別支援教育に対する意欲のある人材の確保・育成に係る施策が必要であり、特に、特別支援学校においては、多岐にわたる専門性に応えることのできる人材の育成が求められています。

(2) 特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習受講の促進

公立特別支援学校における当該障害種の免許状保有者^{VI1)}は66.1%、自立教科等の免許状保有者^{VI2)}(当該障害種)は0.7%、全体として66.9%(全国平均75.7%、平成28年度文部科学省調査結果)となっています。この全体値は、県教育委員会による免許法認定講習^{VI3)}の充実等により、5年前の61.1%(全国平均70.0%、平成23年度文部科学省調査結果)に比べ5.8ポイント上昇しましたが、今後も特別支援教育に携わる多くの教員が特別支援学校教諭免許状を取得できるように、免許法認定講習の受講の促進が必要です。

なお、中央教育審議会の答申(平成27年12月21日)^{VI4)}では、平成32年までにおおむねすべての特別支援学校の教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指す、としています。また、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率については、現状の2倍程度を目標として、取得を促進することを期待している、としています。

(3) すべての教員の基礎的知識の習得、指導力の向上

特別支援学級に限らず、通常の学級に在籍する障害のある子ども等の豊かな学びを保障するためには、すべての教員に対して、障害のある子ども等に対応可能な基礎的知識や指導に係る専門性を高めていく必要があります。

施策の方向

(1) 専門的知識や基礎的技能のある教員の確保

特別支援学校教諭免許状を取得している専門的知識や基礎的技能のある教員の確保に努めていきます。

(2) 階層的研修の実施

ア 管理職、教務主任、担任等、それぞれの職等に応じた計画的な研修の実施

管理職、教務主任、特別支援教育コーディネーター^{Ⅲ2)}、学年主任、担任、通級による指導の担当等がそれぞれの職等における役割を十分理解し、学校の教育力と特別支援教育に係る専門性を高めることができるようにするために、それぞれの職等に応じた階層的研修の計画的な実施に取り組みます。

また、特別支援学校においては、高等部の整備や複数の障害のある児童生徒の受入れに対応できるよう専門性の向上を図ります。

イ 総合教育センターが行う特別支援教育の研修内容の充実

総合教育センターが主管する幼稚園等新規採用教員、小・中学校と高等学校等の初任者研修、経験者研修で取り組んでいる特別支援教育の研修内容について、階層性を向上させた講義や演習を充実していきます。また、高等学校等初任者研修において、特別支援学校体験研修を実施します。

また、私立学校も含めたすべての学校園の教職員が受講できる研修講座を引き続き実施します。

ウ 特別支援教育コーディネーター等の育成のための階層的研修の実施

小・中学校及び高等学校等の特別支援教育コーディネーターの養成や実践力のある担任等の育成を行うために、経験年数に応じた階層的研修を実施します。

エ 特別支援学校のセンター的機能を充実するための研修の実施

特別支援学校のセンター的機能を充実するために、専門アドバイザー（特別支援教育コーディネーター）を対象に、地域の特別支援教育のセンターとしての役割^{Ⅲ1)}に係る研修を実施します。

オ 特別支援学級等の新任者への研修機会の拡充

特別支援学級や通級による指導に初めて携わる教員の専門性向上のために、総合教育センターや教育事務所、特別支援学校が実施する研修の機会を拡充します。

カ 特別支援教育センターが実施する臨床研究会の活用の拡充

特別支援教育センター（総合教育センター内）が実施する臨床研究会について、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや相談機関の相談員の研修機会として、活用の拡充に取り組んでいきます。

(3) 特別支援教育を担当する指導主事の専門性向上

ア 指導主事の専門性の向上

市町村教育委員会で特別支援教育を担当する指導主事¹²³⁾がリーダーシップを発揮して、市町村の特別支援教育を推進し、学校における実践力のある人材を育成できるようにするために、各学校を支援する市町村教育委員会の指導主事等が互いに情報を共有し合ったり、効果的な取組を協議し合ったりする場を設けるなどし、専門性の向上を図ります。

イ 市町村支援のための教育事務所の支援体制の充実

特別支援教育を担当する指導主事のいない市町村教育委員会においては、管轄の教育事務所と連携して、支援体制の充実を図ります。

(4) 特別支援学校教諭免許状取得の促進

中央教育審議会の答申に基づき、平成32年度までの間に、おおむねすべての特別支援学校の教員が当該学校教諭免許状を保有するよう、免許法認定講習の受講の促進を図ります。

また、特別支援学級の担任や通級による指導の担当者には特別支援教育に係る専門性が必要となることから、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた意識の向上と、免許法認定講習の受講の促進を図ります。

(5) 教員交流の推進

すべての学校で、それぞれの教員が有する専門性を発揮して、障害のある子ども等に分かりやすい授業を実施するとともに、そうした積み重ねによって特別支援教育の充実が図られるようにするために、特別支援学校と小・中学校及び高等学校等との教員交流を進めます。

(6) 評価と改善の工夫

特別支援教育に関する専門性の向上に対する取組の状況を、各学校の学校評価に位置付けるなど、各学校が特別支援教育の専門性の向上への取組を評価し、その評価を踏まえた改善ができるような仕組みについて、検討を行います。

【注釈】

- VI1) 「当該障害種の免許状保有者」とは、当該教員が担当している学級の主となる障害種の特別支援教育の領域に対応した特別支援学校教諭免許状保有者のこと。
- VI2) 「自立教科等の免許状保有者（当該障害種）」とは、自立教科教諭免許状保有者のこと。専ら当該の自立教科を担当している者又は自立活動教諭免許状保有者であり、専ら当該障害種（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育）の自立活動の指導を行っている者のこと。ただし、「当該障害種の免許状保有者」に該当する者は除く。また、自立教科等の教諭免許状とは、特別支援学校の自立教科教諭免許状（教育職員免許法施行規則第63条に規定）及び特別支援学校の自立活動教諭免許状（教育職員免許法施行規則第63条の2に規定）を指す。
- VI3) 「免許法認定講習」とは、一定の教諭免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために開設される講習のこと。
- VI4) 中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」（平成27年12月21日）では、「平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指す」と答申された。
-